

青森市町会連合会発行  
**事務局**  
 だより  
 第45号 55.1.

町連  
 伸言

町内会の公的性格

町会が任意団体であり、町会長も町会も法的な位置づけがない。民生委員は、

② 寄贈防犯灯次の町会へ

東北電力よりの寄贈防犯灯は当分より左の町会へ見取東 渋田中央 富士見町 唐橋 大湯 けやき 新城下 ハ雲 やはえ みよしの 淡虫 鴨泊 ひばりの 学校通り 西富永 あげしや みちのく 西富あり。

③ 気になる電気料金上げ

まだほつさりしないが四月から街灯の電気料金が値上がりするらしい。かりに50%となると年間五十万円支払っている町会では七五万円の料金支払額となり、予算上の影響も大変なもの。町会、町連にどうぞ村笨上、早速はつきりさせたいものである。

④ 地域連合体編成について

大別すれば次の二つにかる。  
 (一) 五地域にわけたこととその中を更に地区にわけたこと。  
 (二) 各地でそれぞれ連合会とつくること。

特に大きめに考えなくとも、今迄二千余りの連合体があり、それぞれ活躍しているが、中部地区は殆どない。あとは社協だけである。理事互選の母体である連合体は、整備された目前のものでありに、ただ東部とか西部とか五地域についての連合体は、屋上屋を重ねるだけでなく、事務局や分担金のこともあり、以下の権威関係が生じる恐れもあり、民主社会の今日、任意自由な団体である町内会の組織としては好ましくないと考える。

⑤ 交通安全部員チラシ配布

11月23日 黒田部長等七名出動、駅前、中三、長谷川、坂井、会員、明治ノイエルガ、青年の巣、盆ぼんの四ヶ所にわかれ交通安全チラシ六千枚配布  
 雨中まことにご苦労さんでした。

⑥ 役員会 11月24日 中ホール 40名出席

主案件二件

⑦ 地域連合体の編成原案検討

⑧ 規約一部改正

⑨ については原案承認

11月23日 各地で検討済の規約改訂案審議した  
 2. の内容は、事務局長役員、待遇の件と会議は出席者をもって成立し、出席者の過半数で決するの件承認

一、普通公共団体は、  
 都道府県、市町村とする。

二、特別地方公共団体は

特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団とする。

これで考之ると町内会は乍らとも地方自治法でいう公共団体ではない。また「自治研修」資料セミナー編では、公共団体とは、普通地方公共団体以外の土地改良組合、水害予防組合のように公法人で、一定区域の一定の資格要件を有するものによって構成されるものといい。

公共的団体とは、農業協同組合、生活協同組合、赤十字社、青年団の二つと、公共的活動を営むものと、法人であると否とを問わない。

法令用語辞典では、

公共的団体とは、公共団体より広い意味でおよそ公共的活動をする団体はすべて含む意味で用いられる。「地自立と系」専工會議所婦人会、文化事業団体、社会福祉法人、教育会を含む。これらの解釈では、町内会は公共的団体であるの字をあとすわけにはいがないようだ。

